

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
7月22日
(火曜日)

目次

告示

平成二十年産水稻の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課).....一

平成二十年産大豆の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課).....一

保安林予定森林(森林整備課).....一

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....二

公告

一般競争入札の実施(地域政策課).....二

土地改良区役員届出(農村整備課).....八

土地改良事業の工完了(農村整備課).....八



山口県告示第三百五十九号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

市町名 面積(アール)

宇部市 四、一六五

山口市 三、三六五

萩市 三、六三七

周南市 四、六七一

山口県告示第三百六十号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十二日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

市町名 面積(アール)

宇部市 二四

山口市 五七二

阿東町 四三二

山口県告示第三百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十年七月二十二日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

- 一 保安林予定森林の所在場所
阿武郡阿東町大字徳佐上字船方二の八四(次の図に示す部分に限る。)、字足毛谷四〇四の三二から四〇四の四〇まで、四〇四の四二、四〇四の四三、四〇四の四六
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿武郡阿東町大字徳佐上字船方二の八四、字足毛谷四〇四の三二から四〇四の三九まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、阿東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

- 美祿市美東町長登字胡麻畠六九七
周南市大字奥関屋字徳搗一七二、八六三の三、八六四の一、八六六の一、八六六の二、八六八から八七〇まで、字森久一七四、一七五の一、字正泉八八五の一、大字八代字白坂三五五の一、字狐穴三五六、三五六の一、三五七、三五九、三六〇の一、二九七の一、二九七二の一、二九七三、二九七四、字西山三九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祿市美東町長登字胡麻畠六九七（次の図に示す部分に限る。）
周南市大字奥関屋字徳搗八六六の一・八六八から八七〇まで・字森久一七四・一七五の一・字正泉八八五の一・大字八代字白坂三五五の一・字狐穴三五六・二九七の一・二九七三・二九七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百六十二号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年七月二十二日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

一 の表中
厚狭交通安全協会 会長 山田隆
を
厚狭交通安全協会 会長 中村三郎
に改める。



(三〇八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十年七月二十二日

山口県知事職務代理者
山口県副知事 西村 亘

一 入札に付する事項

- 次に掲げる事業の実施
- (一) 事業の名称
下関地域総合武道館（仮称）整備等事業
- (二) 事業の内容等
入札説明書及び要求水準書による。
- (三) 実施期間
この入札により締結する契約（以下「事業実施契約」という。）に係る議会の議

決のあつた日から起算して七日を超えない範囲内において知事が別に定める日から平成三十三年三月三十一日までの間

(四) 事業場所

下関市大字延行及び大字富任地内

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、一に掲げる事業(以下「本事業」という。)を実施することを目的とする株式会社を設立しようとし、又は当該株式会社から本事業に関する業務を受託しようとし、若しくは工事を請け負おうとする二以上の者(以下「会社設立等予定者」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 会社設立等予定者のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- 2 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 3 本事業を実施することを目的とする他の株式会社に係る会社設立等予定者でないこと。
- 4 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項又は第五項の規定による営業停止の命令を受けていないこと。
- 5 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定による建築士事務所の開鎖命令を受けていないこと。
- 6 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- 7 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 8 入札を執行する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 9 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一条第一項の規定による会社の整理の開始の申立てがされておらず、かつ、同項の規定による会社の整理の開始の命令を受けていないこと。
- 10 再生手続開始の申立て(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)に基づき和議開始の申立てを含む。

む。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がされていないこと。ただし、競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、知事による当該資格の再認定を受けた場合は、この限りでない。

- 11 破産手続開始の申立て(破産法(平成十六年法律第七十五号)の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でなされた破産の宣告を含む。)がされていないこと。
 - 12 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
 - 13 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
 - 14 本事業の実施を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六十六条第二項及び第六十八条第七項において準用する場合を含む。)又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者でないこと。
 - 15 下関地域総合武道館(仮称)整備等事業事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が代表権を有する役員となり、若しくは発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資(以下「過半数資本」という。)を有している法人又は選定委員会の委員と接触しようとした者でないこと。
 - 16 代表権を有する役員が県との間で本事業に関する調査業務又は助言、指導、援助その他の協力を内容とする業務の委託契約を締結した法人(以下「委託法人」という。)の代表権を有する役員を兼ねている法人、委託法人の過半数資本を有している法人又は委託法人が過半数資本を有している法人でないこと。
- (二) 会社設立等予定者のうち設計業務又は工事監理業務を担当するものが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建築士法第二十三条第一項の規定により一級建築士事務所について登録を受けていること。
 - 2 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示第六百六十三号」という。)の二(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

- (三) 会社設立等予定者のうち設計業務を担当するもののいずれかが平成十年四月一日から平成二十年七月二十二日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、床面積の合計が五千平方メートル以上の体育施設(屋内競技場の競技床面積が千平方メートル以上であるものに限る。)又はこれに類似した施設の設計(基本設計又は実施設計に限る。)をした実績を有していること。
- (四) 会社設立等予定者のうち工事監理業務を担当するもののいずれかが平成十年四月一日から平成二十年七月二十二日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、床面積の合計が五千平方メートル以上の体育施設(屋内競技場の競技床面積が千平方メートル以上であるものに限る。)又はこれに類似した施設の工事の監理をした実績又は設計(基本設計又は実施設計に限る。)をした実績を有していること。
- (五) 会社設立等予定者のうち建築工事を担当するものが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 告示第六百六十三号二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
 - 3 工事監理業務を担当する者でないこと。
- (六) 会社設立等予定者のうち建築工事を担当するもののいずれかが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が千二百以上であること。
 - 2 平成十年四月一日から平成二十年七月二十二日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、床面積の合計が五千平方メートル以上の体育施設(屋内競技場の競技床面積が千平方メートル以上であるものに限る。)又はこれに類似した施設の建築工事を施工した実績を有していること。
- (七) 会社設立等予定者のうち建設工事(建築工事を除く。)を担当するものが当該工事が属する工種について競争入札参加資格(告示第六百六十三号二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)を有していること。
- (八) 会社設立等予定者のうち施設の管理運営、電気設備の保守又は空調設備の保守

- (以下「管理運営等業務」という。)を担当するものが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 担当する管理運営等業務が属する契約の種類について競争入札参加資格(県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号。以下「告示第三百五十六号」という。))の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)を有していること。
 - 2 平成十年四月一日から平成二十年七月二十二日までの間に体育施設(屋内競技場を有するものに限る。)又はこれに類似した施設において、担当する管理運営等業務と同種の業務を一年以上継続して実施した実績を有していること。
- (九) 会社設立等予定者のうち維持管理業務(管理運営等業務を除く。)を担当するものが当該業務が属する契約の種類について競争入札参加資格(告示第三百五十六号一の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)を有していること。
- (十) 会社設立等予定者のうち設計業務、工事監理業務、建設工事及び維持管理業務以外の業務を担当するものが当該業務が属する契約の種類について競争入札参加資格(告示第三百五十六号一の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)を有していること。
- 三 契約条項を示す場所
 - 山口市滝町一番一号 山口県地域振興部地域政策課
- 四 入札説明書及び要求水準書の交付
 - 山口県地域振興部地域政策課において交付する。
- 五 入札の方法
 - この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
 - (一) 記載方法
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に基づき、入札説明書で定める一定の方法により算定した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
 - 山口県地域振興部地域政策課

(三) 受領期限

平成二十年十月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年十月二十二日午前十一時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部一号会議室

(二) 日時

平成二十年十月二十二日午前十一時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び事業の内容に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

入札書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 事業の内容に関する提案の評価

提案書に記載された事業実施計画、施設整備計画、維持管理計画及び提案全体に関する項目に係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、事業実施計画、施設整備計画、維持管理計画及び提案全体に係る項目に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)(及び事業内容評価(事業の内容に関する提案の評価をいう。以下同じ。))の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 五十点

(2) 事業内容評価

事業実施計画 十點

施設整備計画 三十一點

維持管理計画 六點

提案全体に関する項目 三點

4 適否判定

選定委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び事業内容評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。))を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否と判定された場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、事業内容評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、事業内容評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事職務代理人

山口県副知事 西村 亘

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な入札参加資格確認申請書その他入札説明書に定める書類を平成二十年十月二十二日午前十一時までに山口県地域振興部地域政策課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十年十月三十日までに発送する。

(五) 事業実施契約は、本事業を実施することを目的として落札者が設立する株式会社(以下「特別目的会社」という。)(との間で締結する。

(六) 事業実施契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、

当該議決を経た後本契約を締結す。

(七) 契約保証金

特別目的会社は、契約金額の10以上の施設整備費に相当する金額の百分の十以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、国債若しくは地方債、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は郵便貯金銀行が発行する為替証書の提供をもちし契約保証金の納付に代えることが出来る。また、契約金額の10以上の施設整備費に相当する金額の百分の十以上の額に達しない限りを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(三) この公告後、入札に参加するため必要な一般競争入札の資格審査の申請を有する場合は、山口県土木建築部建築課（会社設立許可済事業者、工事監理業務及び建設工事以外の業務を担当するものとして、山口県土木建築部建築課）に申請書と照会書を送付する。

(九) 抽選は、この公告、山口県建築部建築課（電話〇八三一六三三三―一五五四六）に電話で問い合わせる。

十一 川 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Regional Policy Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Subject matter of the contract: PFI-based design, construction and maintenance of the Building for (tentative name) Shimonoseki Area General Martial Arts Gymnasium
- (3) Place of the construction: Oaza Nobuyuki and Oaza Tomitou, Shimonoseki City
- (4) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Regional Policy Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government 1-1 Taki-nachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture Tel 083-933-2546
- (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 21, 2008
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., October 22, 2008)

別表第1

評価の項目	評価の基準
基本的な考え方や事業継続の安定性	本事業の目的及び本施設の基本理念を具現化するための事業の実施に関する方針（以下「事業実施方針」という。）及び体制について具体的に提案されていること。
資金調達計画及び事業収支計画の安定性	1 資金調達の考え方が明確であり、事業実施方針に即した資金調達の手段について具体的に提案されていること。 2 初期の一次的な資金需要の集中等に対応するための確実な資金調達の方策、仕組み等について、金融機関等との事前協議等を踏まえて具体的に提案されていること。 3 市場金利の変動リスクに対応するための方策、仕組み等について具

業 務 実 施 計 画	実 施 内 容
リスク管理の考え方	<p>体的に提案されていること。要に対応するための予備的資金の確保等の通常の支の安定化のためのためについて具体的に提案されていること。</p> <p>4 本事業に加入している企業の安定的かつ継続的な関与を維持するための方策的会社又は特別目的会社から業務の委託を受けた者が支払不能になった場合等に対応するための方策、仕組み等について具体的に提案されていること。</p> <p>7 本事業の実施期間を通じてサービス水準の低下の兆候を早期に把握し、その水準の低下を防ぐために必要な監視の体制等について具体的に提案されていること。</p>
活力ある地域社会の実現	<p>1 地域経済の活性化を通じた活力ある地域社会の実現について具体的に提案されていること。</p> <p>2 本施設の基本理念を踏まえ、交流拠点施設としての活力ある地域社会の実現への貢献について具体的に提案されていること。</p>
全体施設計画	<p>1 各室の配置計画について、施設を快適に利用するために利便性に配慮して具体的に提案されていること。</p> <p>2 外部動線、歩行者と車両の分離等について、公園内の既存の施設に配慮して具体的に提案されていること。</p> <p>3 競技会、催物等を開催した場合の人、物等の動線計画について具体的に提案されていること。</p> <p>4 各室の用途及び使用条件構成について具体的に提案されていること。</p> <p>5 各室の用途及び使用条件、管理運営方法等に配慮した設備計画について具体的に提案されていること。</p>
個別施設計画	<p>1 各道場（大道場、剣道場、柔道場、弓道場及び相撲場をいう。以下同じ。）の利用目的に応じた施設計画及び採光、通風、意匠等について具体的に提案されていること。</p> <p>2 各道場に付随する器具庫、選手用更衣室、機能の確保等について具体的に提案されていること。</p> <p>3 各道場及びその付随する観客席、審判席、選手用更衣室等との配置計画及び共用スペース等の競技活動等による利用を考慮した施設計画案を提示すること。</p> <p>4 まちびに快活な活動、地域住民の地域活動等について具体的に提案されていること。</p> <p>5 ペース等の多様な利用形態に対応するための施設計画について具体的に提案されていること。</p>
施設の構造及び性能	<p>1 通常の利用の形態による梁及びスラブの危険なたわみの防止、コンクリートの危険なひび割れの防止、振動による障害の防止、適切な遮音性等について具体的に提案されていること。</p> <p>2 地震災害時の構造体、内外装材、設備機器等の損傷の防止について具体的に提案されていること。</p>

計 画	事業収支計画	
	事業収支計画	事業収支計画
施設整備計画	施設整備計画	施設整備計画
維持管理計画	維持管理計画	維持管理計画

2 資金調達に係る利息の計算が適切であるかどうか。

1 事業の収支計画の計算が適切であるかどうか。
2 各種発生費用の項目及びその算定方法が適切であり、市場価格と乖離していないかどうか。
3 事業の実施期間を通じて特別目的会社に資金不足が生じないかどうか。

1 適切なリスクの分担及びその方法が明記されているかどうか。
2 特別目的会社が与することを義務付けられている保険について明記されているかどうか。

1 施設等を事業用地の敷地の範囲内に配置し、かつ、法令等に適合した計画であるかどうか。
2 施設の規模等が要求水準を満たしているかどうか。
3 各室の基本的な性能等が要求水準を満たしているかどうか。

適切な施工計画となっているかどうか。

1 維持管理業務の基本的な考え方、実施体制等が要求水準を満たしているかどうか。
2 各業務の内容等が要求水準を満たしているかどうか。

(三〇九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年七月二十二日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
周東千束土地改良区	理 事	長谷川重夫	岩国市玖珂町五八一〇の四
"	"	豊川 忠正	" 六六七三
"	"	杉岡喜久雄	周東町下久原四六七の一
"	"	藤井 光枝	" 二一九
"	"	森田 勝也	玖珂町四七〇三
"	監 事	松井富美江	周東町下久原二三九
"	"	村本ツヤコ	" 八三三

二 退任した役員

(三一〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県管土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年七月二十二日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 西村 亘

一 事業の名称

県管嘉年中区区ほ場整備事業

二 工事完了の時期

平成二十年五月二十七日

平成二十年七月二十二日印刷
平成二十年七月二十二日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)